【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の四**　長官権限のうち法第百二十一条及び第百二十六条第一項の規定による届出の受理の権限は、金融商品取引所の本店又は主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

２　長官権限のうち法第百五十一条の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第六号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引所の本店又は主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

４　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の四**　長官権限のうち法第百二十一条及び第百二十六条第一項の規定による届出の受理の権限は、金融商品取引所の本店又は主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

２　長官権限のうち法第百五十一条の規定による権限（法第百九十四条の七第二項第六号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引所の本店又は主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

４　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の四**　長官権限のうち法第百十条第一項及び第百十二条第一項の規定による届出の受理に係る権限は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

２　長官権限のうち法第百五十一条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所、当該証券取引所の子会社又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の四**　長官権限のうち法第百十条第一項及び第百十二条第一項の規定による届出の受理に係る権限は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

２　長官権限のうち法第百五十一条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所、当該証券取引所の子会社又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の四**　長官権限のうち法第百十条第一項及び第百十二条第一項の規定による届出の受理に係る権限は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

２　長官権限のうち法第百五十一条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所、当該証券取引所の子会社又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の四**　長官権限のうち法第百十条第一項及び第百十二条第一項の規定による届出の受理に係る権限は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

２　長官権限のうち法第百五十一条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所、当該証券取引所の子会社又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち法第百十条第一項及び第百十二条第一項の規定による届出の受理に係る権限は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

２　長官権限のうち法第百五十四条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】（平成12年6月7日政令第303号）

（改正後）

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち法第百十条第一項及び第百十二条第一項の規定による届出の受理に係る権限は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

２　長官権限のうち法第百五十四条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち法第百十条第一項及び第百十二条第一項の規定による届出の受理に係る権限は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

２　長官権限のうち法第百五十四条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】

（改正後）

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の三**　長官権限のうち法第百十条第一項及び第百十二条第一項の規定による届出の受理に係る権限は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

２　長官権限のうち法第百五十四条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

３　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

４　前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

【平成12年6月7日 政令第244号】

（改正後）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（改正前）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融監督庁長官は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】

（改正後）

（権限の委任）

**第三十九条**　金融再生委員会は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法による権限（法第百九十四条の六第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

２　金融監督庁長官は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、法第百九十四条の六第一項の規定により委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（改正前）

（証券取引所に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十二条**　長官権限のうち法第百五十四条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券取引所の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

【平成10年11月20日 政令第369号】 （改正なし）

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

（証券取引所に関する金融監督庁長官の権限の財務局長への委任）

**第四十二条**　長官権限のうち法第百五十四条の規定による権限（法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融監督庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

２　前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により証券取引所の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（改正前）

（新設）